消防職員の懲戒処分について

令和7年3月31日公表

地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

処分内容など

処分対象者 標茶消防署 消防士(20代)

処分内容 停職 (3月28日から3月31日まで 任用期間内の停職)

概要

令和7年3月11日(火曜日)午前6時過ぎ標茶消防署で勤務する20代の男性消防職員 が釧路市柳町において、一般道路の交差点付近において自家用車内で寝ているところ、警察 官に職務質問され、その際に酒気帯び運転の基準値を超える、呼気アルコール濃度が検出さ れ、直前まで自家用車を運転していたものです。

このことについて、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに釧路北部消防 事務組合職員の懲戒処分の指針に基づき懲戒処分とするものです。

なお、当該消防職員は、本件とは関係なく本年1月に退職願いの提出があり3月31日付 で退職が承認されていた職員であり本日付で退職となります。

管理責任

処分対象者 釧路北部消防事務組合 消防長 高田 勝也

処分内容 訓告

消防長のコメント

住民の生命と財産を守る消防職員が、他人の命をも奪いかねない酒気帯び運転をしたことは、誠に遺憾であり大変重く受け止めております。一昨年にも酒気帯び運転により当組合職員が検挙され、信頼を回復に努めている中で、時をおかずに酒気帯び運転を行ったことは、慙愧に堪えません。失った信用を回復するため、より一層の綱紀粛正の徹底を図り消防の使命達成のため精励してまいります。

多大なるご迷惑をおかけしましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

消防本部総務課

〒088-3215

川上郡弟子屈町美里 3 丁目 8 番 1 号 電話番号 015-482-3276

FAX番号 015-482-1676

Mail アドレス hokubu@galaxy.ocn.ne.jp